

豊島区会計年度任用職員（保育補助）募集案内

令和8年9月14日

豊島区

1. 任用予定数及び職務内容

区分	職名	任用予定数	職務内容
会計年度任用職員	保育補助	若干名	(1) 保育所での児童の保育補助 (2) 保育所運営において必要な清掃や施設管理等環境整備に関すること (3) 前各号のほか、任命権者が必要と認める業務に関すること

2. 勤務条件

任用予定日	令和8年10月1日以降
任用期間	令和8年10月1日以降から令和9年3月31日まで ※1 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。 ※2 欠員状況に応じて、任用期間が異なる場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 ※1 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 ※2 任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則 日曜、祝日 ※所属によって異なります。
勤務日数 及び勤務時間	別表に示す勤務パターンのうちいずれかを選択。その勤務時間数が1か月の勤務時間の合計になります。 ※ 勤務パターンによっては募集していない場合があります。
勤務場所	豊島区立保育所
時間外労働	原則なし ※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額	月額12,740円 ～ 243,405円（地域手当相当報酬を含む。） ※勤務パターンや保育士資格の有無により上記の範囲内で決定します。 ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
諸手当報酬等 （地域手当相当を除く。）	期末・勤勉手当、通勤費相当等が支給されます。 ※要件に該当した場合に支給されます。
休暇制度等	勤務条件に応じて、以下の休暇が付与されます。 【休暇】 年次有給休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等
社会保険	各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。 ※各保険により、要件は異なりますのでご注意ください。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：原則毎月15日 ・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る）
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集事業者名	豊島区

3. 応募資格

- ・保育補助としての労働に耐えうる体力を有し、心身ともに健康な方。
- ・地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

—地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

募集方法は「登録制」としています。当職への申込みを希望する場合は、**豊島区会計年度任用職員採用選考申込書**に必要事項を記入（又はPCによる入力）のうえ証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付し、**（保育士資格をお持ちの方は保育士登録証もあわせて）**下記記載の登録場所に直接お持ちください。その際に、職務内容等に係る簡単な説明と面談をさせていただきます（15分程度）。

【募集期間】

随時受付

【留意事項】

- ご来庁の前にお電話をいただきますようお願いします。
- 登録期間は、申込み時から1年間です。なお、登録した豊島区会計年度任用職員採用選考申込書は返却しません。
- 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を記入する際は、「作成上の注意点」をよく読んでください。
- 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。

（登録場所）

豊島区役所本庁舎4階保育課 ※案内図参照

（豊島区会計年度任用職員採用選考申込書）

申込書は子ども家庭部保育課でも配布しています。また、区ホームページからもダウンロードできます。

- ① 区HPのトップページにある「人材募集」をクリック
- ② 会計年度任用職員募集ページにおいて、カテゴリー分類「子育て・保育」をクリック
- ③ 「保育補助」をクリック

5. 選考方法等

面接試験	登録された内容に合致する豊島区立保育所でのお仕事のご紹介が可能な場合は、特定の保育所をご紹介します。申込者本人から該当の保育所へ直接連絡をとり、日時等調整の上、面接試験を行います。 ※登録された方全員が選考対象となる訳ではございません。
場所	豊島区立保育所
合否連絡	面接試験を行った保育所担当者から合否についてご連絡いたします。

【申込みから任用までの流れ】

申込み ⇒ 名簿登録 ⇒ 選考試験 ⇒ 合格 ⇒ 任用

【別表】（勤務パターン一覧）

	1か月の所定勤務時間数	報酬月額（※）		社会保険
		保育士資格あり	保育士資格なし	
1	140時間	243,405円	222,967円	有
2	126時間	219,064円	200,670円	
3	119時間	206,894円	189,522円	
4	112時間	194,724円	178,374円	
5	105時間	182,554円	167,224円	
6	98時間	170,384円	156,076円	
7	91時間	158,214円	144,928円	
8	84時間	146,043円	133,779円	無
9	72時間	125,180円	114,668円	
10	60時間	104,316円	95,557円	
11	48時間	83,452円	76,446円	
12	36時間	62,589円	57,333円	
13	24時間	41,726円	38,222円	
14	16時間	27,817円	25,482円	
15	12時間	20,863円	19,111円	
16	8時間	13,908円	12,740円	

※ 上記報酬月額は現時点での目安であり、今後変更される場合があります。

※ 別途期末・勤勉手当等が支給されますが、要件に該当した場合に支給されます。

6. 注意事項

採用にあたり、令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科が確認された場合、こども性暴力防止法に基づき、本職種に従事させない等の措置を講ずる必要があるため、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を申告いただきます。さらに、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科が確認された場合は、「重要な経歴の詐称」として内定を取消します。

（注）「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

